

千葉県告示第721号

道路の区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、令和5年8月30日から2週間一般の縦覧に供します。

令和5年8月30日

千葉市長 神谷俊一

1 道路の種類 市道

2 路線名及び道路の区域

路線名	変更の区間	変更の 前後別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
小倉町87号線	若葉区小倉町130番16から 若葉区小倉町129番48まで	前	4.60 ～5.01	20.3
		後	5.00 ～5.37	
長作町3号線	花見川区作新台3丁目1407番31から 花見川区作新台3丁目1464番6まで	前	2.73 ～6.23	29.4
		後	5.50 ～6.23	